

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市社会福祉協議会運営事業補助金				担当部課	福祉部福祉政策課	
基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱			
			根拠法令等	有	長久手市社会福祉法人の助成に関する条例			
	総合計画	基本目標	1「やってみたい」でつながるまち-人づくり			会計区分	一般会計	
		政策	1-2「やってみたい」が実現できる仕組みづくり			予算区分	3-1-1 社会福祉総務費	
		施策	1-2-1 高齢者に役割と居場所があるまちづくり			中事業名	社会福祉協議会補助事業	
	補助制度開始年度		昭和60 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者		社会福祉法人長久手市社会福祉協議会			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】		一般会員5,716世帯、法人会員115件	令和6年3月31日現在		会費【※】	一般会員500円、法人会員3,000円	
	他団体への交付【※】		制度上不可能			制度の周知方法【※】	-	
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和5年度				
			例外規定	3(4)エ(ウ)・・・法律に基づいて義務的に設置された団体又は、国県等から委嘱された委員の活動で公益性があると認められる事業→最低限必要な額の交付を認める				
	最新年度の補助内容		補助対象経費	協議会運営に要する人件費、地域福祉推進事業に要する経費、その他市長が必要と認めた事業に要する経費				
			補助対象事業費の総額	87,088,000円	補助金額	87,088,000円	事業全体の補助率	100%
			特記事項					
	目的		(市民生活の維持・向上に資するものか) 長久手市社会福祉協議会が行う社会福祉事業に対し補助を行うことで地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。					
内容		(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 社会福祉を目的とする事業実施に伴う、人件費とその運営費を補助し、福祉の向上を図る。						
補助金等の目的・内容・効果	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)		
			(1)地域交流の集い・サロン活動の支援 ・新規サロン3団体 (2)地域福祉事業 ・福祉まつり中止 (3)ボランティアセンターの運営 ・施設訪問、体験事業実施	(1)地域交流の集い・サロン活動の支援 ・新規サロン2団体 (2)地域福祉事業 ・福祉まつり 37 団体出展、2,350名参加 (3)ボランティアセンターの運営 ・施設訪問、体験事業実施	(1)地域福祉事業 ・地域福祉活動計画策定 ・サロン活動説明会、交流会実施 ・福祉まつり 47 団体出展、1,900 名参加 ・社会福祉大会 80名参加 (2)ボランティアセンター事業 ・被災地報告、防災ボランティアコーディネーター講座、災害ボランティアセンター設置訓練	(1)地域交流の集い・サロン活動の支援 ・サロン説明会、交流会を実施 (2)地域福祉事業 ・福祉まつり実施 (3)ボランティアセンターの運営 ・出張相談、施設訪問、体験事業実施		
			補助対象事業費	80,268,046円	85,009,814円	87,088,000円	87,088,000円	
			補助金額	79,500,803円	84,212,798円	87,088,000円	予算額 87,088,000円	
	財源	国及び県						
		市(一般財源)	79,500,803円	84,212,798円	87,088,000円	87,088,000円		
		その他						
	補助金等の効果 ※今年度は予定		公益性が高く、市民に対してきめ細やかな福祉サービスの提供や支援等を実施し、市の福祉向上の一環を担っていることから、引き続き補助を実施する。 公益性が高く、市民に対してきめ細やかな福祉サービスの提供や支援等を実施し、市の福祉向上の一環を担っていることから、引き続き補助を実施する。 公益性が高く、市民に対してきめ細やかな福祉サービスの提供や支援等を実施し、市の福祉向上の一環を担っていることから、引き続き補助を実施する。 公益性が高く、市民に対してきめ細やかな福祉サービスの提供や支援等を実施し、市の福祉向上の一環を担っていることから、引き続き補助を実施する。					
	今後の方向性・担当部署の自由意見		社会福祉法に基づく団体であり、市の社会福祉を支えるためにも継続した補助が必要である。					

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○		
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		○ 効果を数値としては把握できないが、毎年度の実績報告から市民に対してきめ細やかな福祉サービスの提供や支援等を実施し、市の福祉向上の一環を担っていると判断できる。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか		○	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか		—	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか		× コロナ禍により令和4年度まで活動制限	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】		○	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	例外規定のため補助率1/2は適用されないが、補助対象経費や補助額の見直しは継続的に必要となる
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】		○	
	市の施策的課題の解決につながるものか		○	
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か		○	
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか		○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】		○	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか		○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）		×	要綱上、長久手市社会福祉協議会に対象を限定しているため
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】		×	要綱上、長久手市社会福祉協議会に対象を限定しているため
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか		×	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】		○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか		—	類似事業なし
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	市の福祉施策のため様々な事業を展開し、公益性が高く、営利団体ではないため、人件費や運営の費用を補助することは妥当である。		

【※】欄は、団体補助のみ